⑸　帳簿の整備等
　立替金の支出について明らかにした帳簿を整え、領収書その他の支出を証する書類を保存すること。
⑹　業務等の状況調査等
　国が、立替金に係る債権の保全上必要があると認め、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。
⑺　訴訟の進行状況等の報告
　訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにオーストラリアから訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときは、その給付額及び給付時期を、国に報告すること。
⑻　立替決定金額の変更
　国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。
⑼　立替金の償還等
　国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。
ア　⑴、⑵及び⑸から⑺までの条件に従わないとき。
イ　訴訟を誠実に遂行しないとき。
ウ　立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。
⑽　加算金
　⑼により、立替金を償還するときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第１項に規定する率により計算した金額を加算金として支払うこと。
⑾　担保
　国の求めに応じて担保を提供すること。
４　添付書類
　中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第２条第１項に規定する中小漁業者等又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第５条に規定する中小企業者に該当する場合は、これを確認できる書類

様式第３号（第２条関係）

訴訟事務援助申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿
（　　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者　住所
　　氏名又は名称

　下記のとおり日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第26号）第17条第１項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替え以外の援助について申請します。
　なお、費用の立替え以外の援助を受けるに当たっては、第２項に掲げる条件を遵守します。

記

１　訴訟事務の援助を受けようとする内容：
２　援助を受ける条件
⑴　報告
　訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を国に報告すること。
⑵　援助の打切り
　国は、次に掲げる場合には、援助を打ち切ることができること。
ア　前号の条件に従わないとき。
イ　訴訟を誠実に遂行しないとき。
ウ　訴訟に関する費用の立替えを受けた場合において、その立替金を償還させられ、又はその後の立替えを打ち切られたとき。
エ　訴訟事務の援助の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

様式第４号（第３条関係）

償還金支払猶予申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿
（　　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

債務者　住所
　　氏名又は名称

　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第26号）第17条第１項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の償還金について、下記のとおりその支払の猶予を申請します。
　なお、償還金の支払の猶予を受けるに当たっては、第３項に掲げる条件を遵守します。

記

１　支払の猶予を受けようとする金額：　　円
２　支払の猶予を受けようとする理由：
３　支払の猶予を受ける条件
⑴　支払の猶予を受けた後における支払期限及び支払期限ごとに支払うべき金額
　支払期限：　　年　　月　　日
　金　　額：　　円
⑵　延滞金
　支払期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第１項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。
⑶　担保
ア　担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況
イ　保証人の住所、氏名又は名称、職業又は営業の種類、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項
⑷　担保の提供及び債務名義の取得
　国の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置を採るために必要な費用を負担すること。
⑸　業務等の状況調査等
　国が、この債権の保全上必要があると認め、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。